

## 児童館・学童クラブ等の取組について

### 1 児童館事業

根拠等	児童福祉法第 40 条 児童厚生施設
目的	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする。
設置	市内 11 箇所（委託 うち 2 館）
開館日時	月曜日～土曜日 午前 9 時 15 分から午後 6 時 ※ 6 箇所 休日夜間開館を実施 日曜 午前 9 時 30 分～午後 5 時、夜間 午後 6 時～午後 9 時
対象年齢	18 歳未満の児童（乳幼児は保護者同伴）

### 2 学童クラブ

根拠等	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 放課後児童健全育成事業
目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、児童の基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。
設置	市内 34 箇所（委託 うち 9 箇所） 小学校校舎内 9 箇所、小学校敷地内 5 箇所、児童館内 14 箇所 単設 5 箇所、その他 1 箇所
開所時間等	学校開校日 下校時～午後 6 時 休校日（日曜日除く） 1 日指導日 午前 8 時 30 分～午後 6 時
対象年齢	小学校第 1 学年～第 6 学年（ただし、第 5・第 6 学年は障害のある児童のみ）

### 3 サマー子ども教室（現在、学校運営課・保谷小学校と調整中）

目的	既存の学童クラブにおける利用率が高くなった場合、必要に応じて小学校区を限定した夏の安心安全な居場所を提供し、緊急一時的な指導を行う。
実施期間	平成 30 年 7 月 23 日から年 8 月 29 日までの月曜日から金曜日
実施場所	西東京市立保谷小学校 図書室、図工室、和室
対象・定員	小学校 1 年生から 6 年生までの児童 30 人 ※学童クラブに在籍している児童を優先的に募集
費用	無料
活動内容	〈体験〉各種スポーツ入門・工作手芸・けん玉・野外クッキング他〈遊び〉・校庭等の自由遊び、コマ・ベーゴマ、水遊び他〈学び〉・夏休みの宿題、その他学習支援〈交流〉・異年齢の子どもたちとの交流、地域やボランティアとの交流

■平成 28・29 年度 申請登録人数 (単位：人)

	1年	2年	3年	4年	合計
28年度	6	20	6	5	37
29年度	—	—	31	7	38

4 児童館ランチタイム

目的	夏休みの居場所、さらに、夏休みの昼食が「孤食」になりがちな子どもたちが増加していることから、「いっしょに食べる」「楽しく食べる」「食事のリズムが持てる」といった子どもたちへ豊かな食の環境の提供。
実施期間	平成30年7月23日から8月31日までの月曜日から金曜日 正午～午後1時
実施場所	田無児童館・西原北児童館
対象・定員	市内在住の小学生 概ね20名
費用	無料
持ち物	保護者が用意したお弁当・水筒

■平成 28・29 年度 申請登録人数 (みなしを含む。) (単位：人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
ひばりが丘北児童センター	28年度	1(1)	2(2)	0	1(1)	2(2)	0	6(6)
	29年度	1(1)	1(1)	0	2(2)	2(2)	0	6(6)
西原北児童館	28年度	5(4)	3(1)	5(3)	2(2)	1(1)	1(1)	17(12)
	29年度	6(6)	13(11)	5(5)	10(10)	5(5)	2(2)	41(39)

( ) 内は、実申請登録人数

5 放課後子供総合プラン

根拠等	次世代育成支援対策推進法に基づく西東京市行動計画実施計画
目的	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子供教室との連携と計画的な整備を行う。
区分	一体型：東小、住吉小 2箇所 連携型：芝久保小 1箇所 連携型・一体型：保谷第二小、けやき小 2箇所